

総財財第22号
総税企第32号
平成23年3月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治財政局長
総務省自治税務局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、
使用料、手数料等の減免措置等について

標記につきましては、下記の事項に留意の上、適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 地方税、使用料、手数料等の減免措置等

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による被災者に対しては、関係地方団体において、地方税に係る期限の延長及び使用料、手数料等に係る履行期限の延長、地方税、使用料、手数料等に係る徴収猶予及び減免の措置について、これらの徴収根拠となる法律、政令、条例等の規定に基づき、適切な運営を図るよう御配慮願います。

なお、法律、政令、条例等において、使用料、手数料等の減免等に関する規定がない場合において、災害による損害が著しいなど特に必要性が高いときには、徴収猶予については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項第3号の規定による履行期限の延長、減免については債権の放棄によることとなります。

2 歳入欠かん債の発行

東北地方太平洋沖地震による災害については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第18号）により、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害として指定されたところですが、これに伴い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、当該激甚災害のために減免した地方税、使用料、手数料等の今年度の減収額について、同法第102条第1項第1号の規定による歳入欠かん債の発行が可能となっております。なお、来年度の減収額についても同様の取扱いを行うことを検討しています。

3 その他

国税に関する期限の延長については、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定により国税庁長官が別紙のとおりその地域を指定する予定としておりますので、念のため申し添えます。

平成 23 年 3 月 12 日
国 税 庁

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域に
おける申告・納付等の期限の延長の措置について

- 1 今般の地震の被災状況は、明らかになっていませんが、今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限（3月15日）が差し迫っている中で発生したことにかんがみ、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある以下の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(注) 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直していくことと
しています。

- 2 この地域に納税地を有する納税者につきましては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。
- 3 この他の地域に納税地を有する納税者につきましても、交通途絶等により、申告等が困難な方につきましては、申告等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、所轄税務署にご相談ください。
- 4 なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

(注) この地域指定は、近日中に官報で告示される予定です。